

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

年 月 日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県長久手市岩作雁又1番1

氏 名 学校法人 愛知医科大学

理事長 三宅 養三

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0561-62-3311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

| | |
|--------------------------|----------------------|
| 事業場の名称 | 学校法人 愛知医科大学 |
| 事業場の所在地 | 愛知県長久手市岩作雁又1番地1 |
| 計画期間 | 平成24年4月1日～平成25年3月31日 |
| 当該事業場において現に行っている事業に関する事項 | |
| ①事業の種類 | 81・83 |
| ②事業の規模 | 病床数1,014床 |
| ③従業員数 | 1,943名 |
| ④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程 | 資料1に記載 |

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

| 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 | | | |
|---------------------------|---|----------|---|
| (管理体制図) 資料2に記載 | | | |
| 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 | | | |
| ①現状 | 【前年度（平成23年度）実績】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | 感染性産業廃棄物 | |
| | 排 出 量 | 167 t | t |
| | (これまでに実施した取組) 感染性産業廃棄物に他の廃棄物が混入しないように徹底を図った。 | | |
| ②計画 | 【目標】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | | |
| | 排 出 量 | 162 t | t |
| | (今後実施する予定の取組) 感染性産業廃棄物に他の廃棄物が混入しないように徹底を図る。 | | |
| 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 | | | |
| ①現状 | (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性産業廃棄物として廃棄されるものの中で非感染物の分別を徹底する。 | | |
| ②計画 | (今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 看護部及び感染対策室と病院内のラウンドを重ね分別の指導にあたる。 | | |

| 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項 | | | |
|--------------------------|--------------------------|---------|---|
| ①現状 | 【前年度（平成 年度）実績】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | _____ | |
| | 自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量 | _____ t | t |
| | (これまでに実施した取組) | | |
| ②計画 | 【目標】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | _____ | |
| | 自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量 | _____ t | t |
| | (今後実施する予定の取組) | | |
| 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項 | | | |
| ①現状 | 【前年度（平成 年度）実績】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | _____ | |
| | 自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量 | _____ t | t |
| | 自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量 | _____ t | t |
| (これまでに実施した取組) | | | |
| ②計画 | 【目標】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | _____ | |
| | 自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量 | _____ t | t |
| | 自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 | _____ t | t |
| (今後実施する予定の取組) | | | |

(第4面)

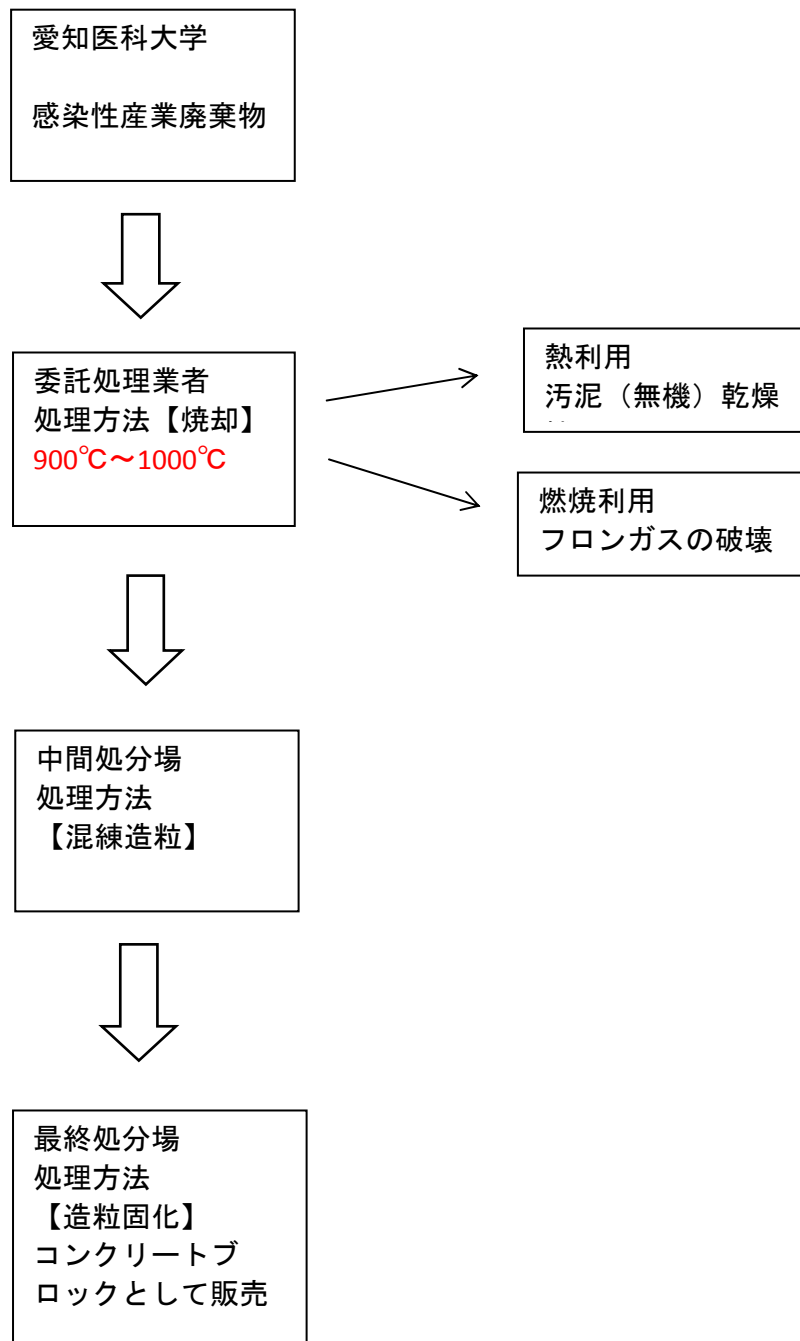
| 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項 | | | |
|--------------------------|---|----------|---|
| ①現状 | 【前年度（平成 年度）実績】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | _____ | |
| | 自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量 | _____ t | t |
| | (これまでに実施した取組) | | |
| ②計画 | 【目標】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | _____ | |
| | 自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量 | _____ t | t |
| | (今後実施する予定の取組) | | |
| 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項 | | | |
| ①現状 | 【前年度（平成23年度）実績】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | 感染性産業廃棄物 | |
| | 全処理委託量 | 167 t | t |
| | 優良認定処理業者への処理委託量 | _____ t | t |
| | 再生利用業者への処理委託量 | 17 t | t |
| | 認定熱回収業者への処理委託量 | _____ t | t |
| | 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 | 150 t | t |
| | (これまでに実施した取組) ・熱回収を行う業者及び再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減を図っている。 | | |

| | | | |
|--------|---|----------|---|
| ②計画 | 【目標】 | | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | 感染性産業廃棄物 | |
| | 全処理委託量 | 162 t | t |
| | 優良認定処理業者への 処理委託量 | _____ t | t |
| | 再生利用業者への 処理委託量 | 16 t | t |
| | 認定熱回収業者への 処理委託量 | _____ t | t |
| | 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量 | 146 t | t |
| | (今後実施する予定の取組) ・ 熱回収を行う業者及び再生利用業者をできる限り選定する。 ・ 委託先処理業者には定期的に実地確認をする。 | | |
| ※事務処理欄 | | | |

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



(1) 責任者及び管理組織図

総括責任者 所属： 学校法人愛知医科大学
学長 石川 直久

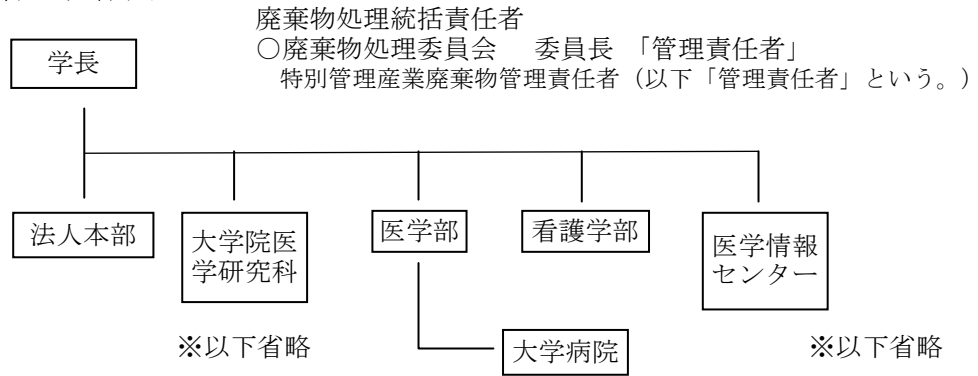
廃棄物処理委員会 廃棄物処理に関する検討
 ○廃棄物の発生抑制、適正処理の推進
 ○計画的な廃棄物の管理を行う上で必要な事項の検討
 ・委員長：特別管理産業廃棄物管理責任者
 ・委員：関連部門教授、助教授、部長（中央検査部/薬剤部/看護部）
 ・法人本部：管財・契約室

廃棄物処理統括責任者 ○廃棄物処理方針の策定
 ○大学としての廃棄物管理規程の策定
 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認

管理責任者 ○廃棄物処理計画の作成
 □特別管理産業廃棄物管理責任者 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
 ○教育、啓発に関すること。

廃棄物管理担当課長 ○委託契約の締結
 ○監督官庁への各種報告
 ○処理業者、選定及び管理
 ○その他、関係する事項

廃棄物管理組織図



(2) 管理体制の強化

- ①管理体制
 - ・全学的に連絡を密にし、廃棄物の適正処理のため、ごみの分別回収・減量等、環境負荷への低減を図ることに勤める。
- ②教育研修
 - ・発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し教育、啓蒙を行う。